

令和 7 年度福利厚生センター会員交流事業実施要項

1. 目的

社会福祉法人福利厚生センターの社会福祉施設職員福利厚生事業の一環として、会員間交流の場を提供するとともに、会員同士又は家族間のふれあいの促進、心身のリフレッシュ等を図り、充実した職場環境づくりに資することを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人富山県社会福祉協議会（ソウェルクラブ富山県事務局）

3. 参加対象者

富山県内の福利厚生センター会員及び会員に同行する家族
（配偶者・親・子供・兄弟姉妹・祖父母・孫に限る。）

4. 参加申込み方法

募集チラシ裏面の申込書に記入のうえ、各事業所のソウェルクラブ担当者がとりまとめて、受付期間に F A X でお申込みください。

5. 参加申込み上の留意点

- （１）受付期間外の申込や会員番号の無記入は、無効とします。
- （２）申込人数には、1 事業所あたりの制限を設けることがあります。（各チラシ参照）

6. 参加者の決定及び通知

- （１）応募者数が募集定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。
また、抽選による場合でも、初回参加申込者を優先することがあります。
- （２）参加者の決定及び参加費の納入等については、別途所属施設宛に通知いたします。

7. 参加費助成金

日帰りの場合は総費用の 4 分の 3 まで、宿泊を伴うものは 2 分の 1 まで福利厚生センターから助成されます。（日帰り上限 10,000 円、宿泊上限 1 泊 20,000 円・2 泊以上 30,000 円）

8. 保険

旅行代理店が取扱う事業は、国内旅行傷害保険に加入しています。
但し、県社協が取扱う現地集合の事業については、適用されません。

9. 実施内容

- （１）実施内容については、別表 1 ＜会員交流事業計画＞を参照してください。
- （２）実施予定日・参加負担金については、変更になることがあります。
- （３）各事業において最少実施人数に達しない場合は、中止することがあります。
- （４）本会ホームページのソウェルクラブ富山県事務局サイトに掲載します。